

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年10月19日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2300205号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2300026号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成5年\*月\*日から同年\*月\*日に訂正し、同年\*月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成5年\*月\*日から同年\*月\*日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成5年\*月\*日から同年\*月\*日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年\*月\*日から同年\*月\*日まで

私は、平成4年5月11日にA社に入社後、平成5年\*月上旬から産前産後休業し、同年\*月\*日まで同社に在籍していたが、厚生年金保険の記録では、同年\*月\*日が資格喪失日となっている。平成4年5月から平成5年\*月までは給料明細票、同年\*月から同年\*月までは保険料個人負担分の立替払に係る明細書及び預金通帳により、厚生年金保険の記録の\*か月分より1か月分多い\*か月分の厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、同年\*月\*日を資格喪失日として厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された従業員名簿(写)並びに請求者から提出された給料明細票(写)、預金通帳(写)及び保険料個人負担分の立替払に係る明細書(以下「立替払書」という。)(写)から、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記給料明細票(写)により認められる当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額並びに立替払書(写)及び請求者に係る厚生年金基金の記録により推認される当該期間の厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成5年\*月\*日から同年\*月\*日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているが、当該期間について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が厚生年金基金の記録における資格喪失年月日である同年\*月\*日となっており、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年\*月\*日から同年\*月\*日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。